

堺市長 殿

所在地 大阪府堺市堺区翁橋町一丁1番1号
ミナルコビル201号

法人名称 合同会社 アルファプラス

代表者名 代表社員 田中 実

指定就労継続支援A型事業所 経営改善計画書

令和5年5月17日付け堺障サ第439号で通知のあった標記について、以下のとおり、令和5年4月から令和6年3月末までにおける経営改善計画書を提出します。

事業者情報

事業所名	アルファプラス				
事業所所在地	大阪府堺市堺区翁橋町一丁1番1号 ミナルコビル201号				
電話番号	072-225-1701	FAX番号	072-225-1702		
職員数	5人	定員	20人	前年度平均利用者数	16人
登録利用者数	(うち 身体3人、知的6人、精神14人、難病1人)				
法人種別	営利法人 特定非営利活動法人・その他 ()				
設立年月日	平成29年4月5日				

当事業所が、現在、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」といいます。）第192条第2項に違反している理由及び第6期経営改善計画期間を通じて実施する具体的な取組内容は、以下のとおりです。

(1) 法令違反状態及び経営改善計画に対する認識について

①法令違反状態の解消及び経営改善計画の遂行に向けた法人の体制

令和4年4月～令和5年3月における取組の状況 十分だった・十分でなかった

法令違反状態の解消に向けて取り組みを遂行中です。生産活動収入も昨年度よりも増加傾向ではありますが、まだ生産活動収入金額で利用者賃金を補えていないことから評価としては十分でなかったこととなります。

令和5年4月～令和6年3月における取組

当社で実施している業務の中で利用者賃金を補える業務は難易度も高く教育指導に時間を要していますが今後も引き続き1人でも問題なく業務ができるように教育指導支援し解消に向け取り組みます。

②事業所の職員（管理者、支援員等）との認識の共有

令和4年4月～令和5年3月における取組の状況 十分にできていた 十分にできなかった

経営者側から管理者に対して常に経営改善計画の必要性や認識を教育指導によって周知されています。その管理者から支援員に対しての教育も中途採用研修等で周知する体制を取っています。利用者に対しても難易度が高い業務を行う必要性の理解を求め取り組んでいます。生産活動収入は増加傾向ではありますが解消に至っていないことも周知できています。

令和5年4月～令和6年3月における取組

生産活動収入も増加傾向で進行していますが、まだ現在も利用者の賃金が支払える額に至っていませんので今後も引き続き1人でも多くの利用者に対応できるよう教育指導支援し解消に向けて取り組みます。

③利用者に対する状況の周知

令和4年4月～令和5年3月における取組の状況 十分にできていた 十分にできなかった

今年度も利用者個人別に能力向上に向けて取り組んでいましたが一時期難易度の高い業務の取り組みに対応できない利用者が数名退職するなどして状況の改善が困難な事であることや、目標や現状の打開に向けて取り組む姿勢の状況の周知はできていました。

令和5年4月～令和6年3月における取組

本年度も継続して採算業務への対応能力向上に向けて利用者全員に支援指導教育を行っていきます。

(2) 利用者の就労継続支援A型利用適性の評価について

①新規に雇い入れた者に対する評価の具体的な方法

令和4年4月～令和5年3月における取組の状況 適切に評価した 適切に評価できなかった

新規雇用の利用者の見学・体験実習・面接時等に就労継続支援A型事業所でサービスを利用するについて報酬の単価業務が行えることが前提として説明し採用しています。能力技法が不透明な利用者は必ず採用日から2ヶ月間を有期雇用期間と定めて適性の評価を行い不適切な方はその時点で雇用期間更新しないことにしています。能力向上に見込みのある利用者に関してのみ雇用継続しています。

令和5年4月～令和6年3月における取組

前年度の取り組みを継続します。

②既存の利用者に対する評価の具体的な方法

令和4年4月～令和5年3月における取組の状況 適切に評価した・適切に評価できなかった

利用者個別に目標設定し支援内容を考えて本年度も取り組んでいました。時間を要しますが少しずつ対応能力は向上しましたが全体的な達成度はまだまだ低いことから適切に評価できていなかったこととなります。

令和5年4月～令和6年3月における取組

難易度が高く困難ではありますが時間をかけて目標達成に向けて支援を継続していきます。

③評価結果に基づく利用者への対応方法

令和4年4月～令和5年3月における取組の状況 適切に対応した・適切に対応できなかった

令和4年度も個別支援の中で日々の向上がこの先見込めないと判断したあるいは本人から対応不可の決断をされた利用者に対しては別の障害福祉サービスを提案したり見学体験実習を推進したり、家族さんと面談し状況説明し理解を得て次の展開に向けて支援を実施しています。ただしこの評価結果に至るまで相当な時間を要することがトラブル防止につながります。

令和5年4月～令和6年3月における取組

前年度の取り組みを継続します。

④他の障害福祉サービス事業所や関係機関等との連携状況

令和4年4月～令和5年3月における取組の状況 十分に連携した・連携が不十分であった

必要に応じて計画・相談支援員と担当者会議を開催し情報共有しています。医療機関（主治医、訪看、ケースワーカー等）とも情報共有できるように取り組んでいます。利用者の状態や障がいの特性により配偶者や家族等にも協力支援していただき利用者の関係する機関等と連携しています。最終的には利用者にとって一番必要な機関と連携し移行も含めて取り組んでいます。

令和5年4月～令和6年3月における取組

前年度の取り組みを継続します。

(3) 利用者が従事する業務内容について

①既存の黒字事業の拡大（利用者の訓練含む）

令和4年4月～令和5年3月における取組の状況 十分できていた・十分でなかった

既存の黒字事業の契約先以外の拡大には成果はありませんでした。また、黒字事業の生産活動があるにもかかわらず全ての利用者の対応拡大ができなかったことから評価としては十分ではなかったこととなります。

令和5年4月～令和6年3月における取組

今年の2月からは賃金向上達成指導員を導入して新規拡大及び生産活動収入の増加に向けて取り組みます。

②新規事業の開拓（利用者の訓練含む）

令和4年4月～令和5年3月における取組の状況 十分できていた・十分でなかった

採算のとれる新規事業の開拓は困難な状況であったことから既存の黒字事業を拡充することに重点を本年度もおいていましたので結果、評価としては十分ではなかったこととなります。

令和5年4月～令和6年3月における取組

賃金向上達成指導員を導入しましたので新規拡大（利用者全員が業務対応可能であり採算がとれる事業）及び生産活動収入の増加に向けて取り組みます。

③赤字事業の縮小

令和4年4月～令和5年3月における取組の状況 十分できていた・十分でなかった

赤字事業はほぼ縮小できています。

令和5年4月～令和6年3月における取組

難易度が低く不採算な事業を導入しないように取り組みます。

※欄が足りない場合は、適宜拡張してください。